

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和8年4月1日現在)

地方公務員法第58条の3の規定に基づき、年度当初における等級ごとの職員数を公表します。

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職務上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事の職務	18	13.7	主事(2)	14	55	43.0	主事級
				技師(2)	0			
				保育教諭(2)	3			
				技士(2)	1			
				計	18			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	37	28.2	主事	1	55	43.0	主事級
				主事(1)	20			
				技師(1)	11			
				保育教諭(1)	3			
				技士(1)	2			
				計	37			
3級	主任主事の職務	26	19.9	主任主事	11	26	19.9	主任主事級
				主任技師(2)	2			
				主任保育教諭(2)	12			
				主任技士(2)	1			
				計	26			
4級	主任又は主査の職務	21	16.0	主任	10	21	16.0	係長級
				主任技師(1)	0			
				主任技士(1)	4			
				主査	6			
				主任指導主事(2)	1			
				計	21			
5級	課長補佐の職務	14	10.7	課長補佐	13	14	10.7	課長補佐級
				専任	1			
				計	14			
6級	課長の職務	15	11.5	課長	11	15	11.5	課長級
				室長	1			
				局長	1			
				主幹	2			
				計	15			
合計		131	100.0					

※再任用職員(短時間勤務を除く)を含む。